



沖勞発基 0916 第 6 号  
令和 4 年 9 月 16 日

関 係 各 位

沖縄労働局長  
(公印省略)

令和 4 年度沖縄県最低賃金額改定に伴う周知広報及び「沖縄県版支援策パッケージ」の活用について（御協力依頼）

平素より、労働行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 4 年度の沖縄県最低賃金が現行時間額 820 円から 33 円引上げて 853 円に改定することを、令和 4 年 9 月 6 日に官報公示し、令和 4 年 10 月 6 日から施行することと致しました。

最低賃金制度は、労働者の最低労働条件を担保するセーフティネットの機能を有しており、改定された最低賃金額については、事業主及び労働者へ広く周知し、その履行確保を図る必要があることから、沖縄労働局では、労働基準監督署、ハローワークも一体となって、周知、広報活動を展開することとしております。

つきましては、本趣旨を御理解いただき、各位におかれましてもホームページや広報誌などの広報媒体への掲載等による周知について、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、今般、中小企業・小規模事業者に対する最低賃金引上げ等に向けた環境整備のための各種支援策として「沖縄県版支援策パッケージ」を作成しましたので、ご活用お願い申し上げます。

なお、今回同封させていただきましたポスター、リーフレットにつきましては、沖縄労働局ホームページにも掲載しており、データを手に入れますので、適宜御活用いただきますようお願い申し上げます。

担当：沖縄労働局労働基準部賃金室 梅澤、宜間  
連絡先：098-868-3421

問い合わせメール [chinginshitsu-okinawakyoku@mhlw.go.jp](mailto:chinginshitsu-okinawakyoku@mhlw.go.jp)

中小企業・小規模事業者の皆様

# 最低賃金引上げ等の環境整備のための支援策

～今すぐチェック！ぜひご利用ください！～

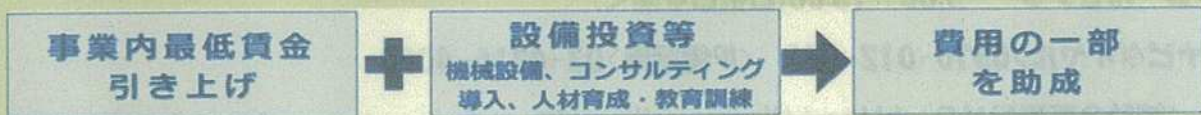
(令和4年度沖縄県最低賃金が、令和4年10月6日(木)から時間額 853円が適用されます。※新聞業を除く)

## I. 最低賃金引上げ・賃金引上げ支援策

### 1. 業務改善助成金 (通常コース)

- ① この制度は、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性を向上するための設備投資などを行う中小企業・小規模事業者の皆様はその設備投資などに要した費用の一部を助成しています。
- ② **9月1日から制度の拡充を行いました。**
  - ・ 原材料費高騰等の要因で利益率が減少した中小企業・小規模事業者を特例の対象とし、これらの事業者の設備投資等に対する助成範囲の拡大、事業場内最低賃金が低い事業者に対する助成率の引き上げなどの支援拡充を行いました。
  - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。

詳しくは下記QRコードをご覧ください。



### (特例コース)

「特例コース」は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が30%以上減少した中小事業者等を支援する助成金です。

**9月1日から対象期間と申請期限を延長し、原材料費の高騰などで利益率が5%ポイント以上低下した事業者を対象に追加するなどの拡充を行いました。**

詳しくは、下記QRコードをご覧ください。

業務改善助成金の申請方法等、詳しくはコールセンター又はHPでご確認ください

⇒<コールセンター> [電話番号] 0120-366-440 8:30～17:15 (平日のみ)

⇒<厚生労働省HP>

業務改善助成金

検索



沖縄労働局のホームページ



## 2. 中小企業等事業再構築促進事業 (事業再構築補助金)

### 【最低賃金枠】

- ①最低賃金の引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい中小企業等を対象に、補助率を引き上げて支援します。最大1,500万円の補助金が受けられます。
- ②最低賃金近傍で雇用している従業員が一定割合以上いれば、補助率が引き上げられ、補助金が受けやすくなります。(中小企業3/4(通常枠2/3)、中堅企業2/3(通常枠1/2))

### 【大規模賃金引上枠】

多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上げに取り組むとともに、従業員を増やして生産性を向上させる中小企業等を対象とした支援策です。

- ・補助対象者：従業員数101人以上の中小企業・中堅企業
- ・補助金額：8,000万円超～1億円
- ・補助率：中小企業：2/3(6,000万円超は1/2)、中堅企業：1/2(4,000万円超は1/3)

第7回公募は7月1日開始、締切日は9月30日(金)です。

詳しくはコールセンター又は補助金事務局HPでご確認ください。  
その他の各種枠組みもあります。



⇒コールセンター 9:00～18:00(日祝日を除く)

<ナビダイヤル>0570-012-088 <IP電話用>03-4216-4080

⇒<補助金事務局HP><https://jigyuu-saikouchiku.go.jp/>

【経済産業省/中小企業庁】

## 3. ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 (ものづくり補助金)

### 【回復型賃上げ・雇用拡大枠】

業況が厳しい事業者に対して、賃上げ・雇用拡大に取り組むための生産性向上を支援する申請類型を創設し、補助率を2/3に引き上げ(通常枠は1/2)で支援します。

- ・補助金額：従業員数規模(「5人以下」、「6人～20人」、「21人以上」)で設定、
- ・補助率：2/3(通常枠は1/2) 最大1,250万円

詳しくは下記又はHPでご確認ください。

⇒ものづくり補助金事務局サポートセンター 050-8880-4053 10:00～17:00(土日祝日を除く)

⇒<補助金HP><https://portal.monodukuri-hojo.jp/>

ものづくり補助金HP



【経済産業省】

### 3. 沖縄県交通事業者安全・安心確保支援事業(予定)

#### 支援の概要

コロナ禍において、原油価格・物価高騰等の影響を強く受けた交通事業者に対して、燃料の使用量に応じた高騰分に対する補助金を給付し、運行継続を支援します。

#### ※対象事業者

・路線バス事業者 ・法人・個人・福祉タクシー事業者 ・離島航路事業者 ・貨物自動車運送事業者

〈問合せ先〉 沖縄県企画部交通政策課098-866-2045 ※HP公開次第、URL等情報提供予定

## Ⅲ. 認証制度、相談支援等

### 1. 沖縄県所得向上応援企業認証制度

#### 支援の概要

従業員の給与所得向上等に積極的に取り組む企業を「沖縄県所得向上応援企業」として認証します。

- ① 認証式やシンポジウム等を通じて認証企業をPRします。
- ② 認証企業は制度のマークを使用することができ、求人者や取引先等に認証企業であることをPRすることができます。
- ③ 認証企業に対して奨学金返還支援制度における補助率及び補助上限額の引き上げを行います。

詳細は下記またはHPでご確認ください

⇒ 沖縄県商工労働部マーケティング戦略推進課 098-894-2030

⇒ <HP>

<https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/marketing/ninshoseido/index.html>



### 2. 沖縄働き方改革推進支援センター

● 社会保険労務士等の専門家が、働き方改革に関する様々な課題、職場環境の整備・社員待遇改善など事業主の相談にワンストップ、無料で対応します。

● 企業への訪問相談サービスも行っています。

● 相談対応例 ・賃金引き上げの環境整備 ・人材確保・人材育成 ・同一労働同一賃金 等々  
詳しくは下記またはHPでご確認ください。

〈連絡先〉 0120-420-780 9:00~17:00 ※年末年始を除く。

〈HP〉 [jsite.mhlw.go.jp](http://jsite.mhlw.go.jp) メールアドレス [okinawa@task-work.com](mailto:okinawa@task-work.com)

〔沖縄労働局委託事業〕 (委託先: 株式会社タスクールPlus)

### 3. 中小企業総合支援事業

#### 支援の概要

中小企業者や創業予定者などの経営上の課題や取組等に対し、窓口相談や専門家派遣等のワンストップサービスを提供する。

事業一覧 ・ 窓口相談 ・ 専門家派遣 ・ 課題解決支援 ・ 離島支援  
・ 販路開拓・取引マッチング ・ 情報提供

詳細は下記またはHPでご確認ください。

⇒ 沖縄産業振興公社 (中小企業支援センター: 098-859-6237)

⇒ <HP> <https://okinawa-ric.jp/service/post-39.html>



## 4.小規模事業者持続化補助金

### 【貸金引き上げ枠】

貸金引上げや、雇用の増加による事業規模の拡大に取り組む小規模事業者向けに上乘せ枠を創設し、補助上限額の引き上げを実施します。

・補助上限：200万円

・補助率：2/3(赤字事業者は3/4に引上げ)

※貸金引上げに取り組む事業者のうち赤字事業者については、補助率を3/4に引上げるとともに優先採択のための加点を実施します。

詳しくは下記又はHPでご確認ください。

【商工会地区】<https://www.shokokai.or.jp/jizokukarj/h/> ※事業場所在地の各商工会へ

【商工会議所地区】<https://r3.jizokukahojokin.info/> <補助金事務局> 03-6632-1502

【チラシ】<https://seisansei.smrj.go.jp/pdf/0102.pdf>

## II. コロナ禍や原材料高騰等に対応する支援策

### 1.中小企業セーフティネット資金 (コロナ禍における原油・原材料高騰)

#### 支援の概要

原油・原材料高騰の影響により「中小企業セーフティネット資金」の申込みを行い、かつ、令和4年6月21日から同年12月31日までに融資実行された場合、信用保証料の事業者負担がゼロとなります。

詳しくは、下記金融機関またはHPをご確認ください。

各取扱金融機関（琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、商工組合中央金庫、JAおきなわ、みずほ銀行、鹿児島銀行）

⇒<HP> 沖縄県 [https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/keiei/kinyu/r04\\_korona\\_genyu.html](https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/keiei/kinyu/r04_korona_genyu.html)

### 2.中小企業原油価格・物価高騰対応支援事業補助金

#### 支援の概要

原油価格及び物価高騰の影響に直面する県内事業者の省エネルギー化に資する設備の更新に要する経費の一部を補助します。

※公募期間 R4.9.30まで

詳しくは下記又はHPでご確認ください。

⇒沖縄県商工労働部中小企業支援課 (098-866-2343)

⇒<HP> 沖縄県 <https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/keiei/r4hoseisyuene.htm>



# 各コースの概要

※申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の要件を両方満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下
		2～3人	50万円	
		4～6人	70万円	
		7人以上	100万円	
		10人以上*	120万円	
45円コース	45円以上	1人	45万円	
		2～3人	70万円	
		4～6人	100万円	
		7人以上	150万円	
		10人以上*	180万円	
60円コース	60円以上	1人	60万円	
		2～3人	90万円	
		4～6人	150万円	
		7人以上	230万円	
		10人以上*	300万円	
90円コース	90円以上	1人	90万円	
		2～3人	150万円	
		4～6人	270万円	
		7人以上	450万円	
		10人以上*	600万円	

※ 10人以上の上限額区分は、以下の①、②または③のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金920円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者

③物価高騰等要件：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

が3%ポイント以上低下している事業者

## 注意事項

- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ 事業完了の期限は、令和5（2023）年3月31日です。

## 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



日本政策金融公庫  
店舗検索ページ

## お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

**業務改善助成金コールセンター**

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



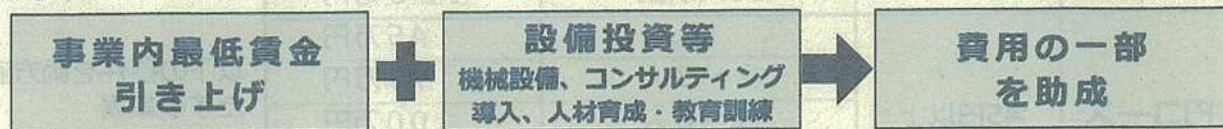
業務改善助成金

検索

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

# 業務改善助成金（通常コース）のご案内

「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大など制度が充実します  
 業務改善助成金（通常コース）は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。



原材料費の高騰などで利益が減少した事業者に、特例を適用するなど、拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

## 拡充のポイント

### 1. 原材料高騰等の要因により利益が減少した事業者の特例が適用されます 新型コロナの影響で売上高が減少した事業者が特例を受けやすくなります

(a) 特例対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により利益率*が前年同月に比べ3%ポイント以上低下した事業者」を特例の対象事業者に追加します。 <small>※売上高総利益率または売上高営業利益率（申請前3か月のうちの任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）</small>
(b) 売上高が減少している事業者の要件緩和	「新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少している事業者」の要件を緩和します。 ・売り上げ減少幅：「30%」→「15%」 ・売上高の比較対象期間：「2年前まで」→「3年前まで」
(c) 助成上限区分の緩和	(a)(b)いずれかの要件を満たす事業者は賃金引き上げ労働者数10人以上の助成上限額区分を利用できます。
(d) 助成対象経費の要件緩和	特例で助成対象経費となる自動車の要件を緩和します。 「定員11人以上」→「定員7人以上又は車両本体価格200万円以下」

### 2. 最低賃金が低い事業者への助成率が引き上げられます

事業場内最低賃金	助成率	生産性*要件を満たした事業者の助成率	事業場内最低賃金	助成率	生産性*要件を満たした事業者の助成率
900円以上	3/4	4/5	920円以上	3/4	4/5
900円未満	4/5	9/10	870円以上 920円未満	4/5	9/10
			870円未満	9/10	9/10

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

事業場内最低賃金920円未満の事業場も賃金引き上げ労働者数10人以上の助成上限額区分を利用できます。

## 助成金支給までの流れ



# 特例コースの概要

## 助成額・助成率

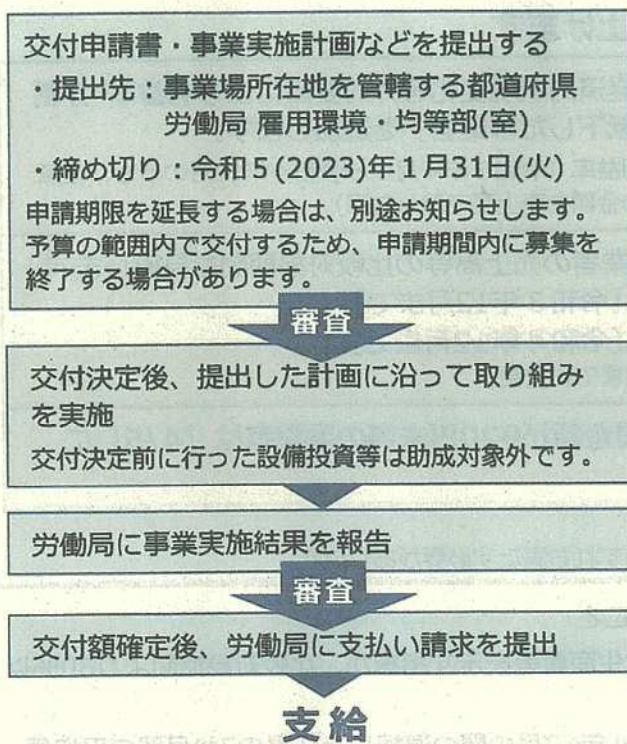
助成額	最大100万円 ※ 対象経費の合計額×助成率
助成率	事業場内最低賃金により異なります。 920円未満：4/5 920円以上：3/4

## 助成対象

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※1、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※1：PC、スマホ、タブレットの新規購入、乗車定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車なども対象（自動車は乗車定員11人以上から拡充）
B 業務改善計画に計上された関連する経費※2	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※2：「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

## 助成金支給までの流れ



## 助成額の上限

引き上げる労働者数	上限額
1人	30万円
2人～3人	50万円
4人～6人	70万円
7人以上	100万円

### [参考]

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

担当部署：

各都道府県日本政策金融公庫



## お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

**業務改善助成金コールセンター**

電話番号：0120-366-440 (受付時間 平日 8:30～17:15)

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金

検索

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部 (室) です



# 業務改善助成金（特例コース）のご案内

対象期間延長とともに

「原材料高騰により利益が減少した事業者」も助成対象になりました

『業務改善助成金特例コース』は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が30%以上減少した中小企業事業者等を支援する助成金です。

対象期間と申請期限を延長し、原材料費の高騰などで利益率が5%ポイント以上低下した事業者を対象に追加するなどの拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

## 拡充のポイント

### 1. 申請期限と賃上げ対象期間を延長します

	変更前	変更後
申請期限	令和4年7月29日まで	令和5年1月31日まで
賃上げ対象期間	令和3年7月16日から 令和3年12月31日まで	令和3年7月16日から 令和4年12月31日まで

- 申請日までに賃金の引き上げを完了している必要があります。
- 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時まで遡って追加の引き上げを行い、その差額が支払われた場合は30円以上の引き上げがされたものとして取り扱います。

### 2. 対象となる事業者を拡大し、助成率も引き上げます

助成対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により <b>利益率*</b> が前年同月に比べ <b>5%ポイント以上低下した事業者</b> 」を追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（令和3年4月から令和4年12月のうち、任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
売上高等の比較対象期間見直し	売上高等が30%以上減少した事業者の売上高等の比較対象期間を見直します。 見直し前：令和3年4月から【令和3年12月まで】 見直し後：令和3年4月から【令和4年12月まで】 ※比較対象期間を2年前まで→3年前までに変更
助成率の引き上げ	【一律3/4】を、 <b>事業場内最低賃金額が920円未満の事業者は【4/5】</b> に引き上げます。

## 対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 以下の①または②のいずれかを満たす事業者であること
  - ① 新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高または生産量等を示す指標が、比較対象期間より30%以上減少している事業者
    - 比較する売上高等の生産指標：令和3年4月～令和4年12月の間の連続した任意の3か月間の平均値
    - 比較対象期間：前年、前々年または3年前の同期
  - ② 原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により令和3年4月から令和4年12月のうち任意の1月における**利益率が5%ポイント以上低下した事業者**
- 令和3年7月16日から令和4年12月31日までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げること  
引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業者に限ります。

## 支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等で、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること  
就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと  
生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払う必要があります。

# 知っていますか？

## 自分の最低賃金

### 沖縄県 最低賃金

# 853時間額円

令和4年 10月6日から

前年比 **33円UP** 

会社員、パート、  
アルバイトの方、学生さんなど  
働くすべての人と  
雇う人のためのルールだよ！




最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

中小企業事業者の皆さんへ

WEBで  
確認！

最低賃金に関する特設サイト  
<https://www.saiteichingin.info/>



最低賃金制度 

最低賃金に関するお問い合わせは沖縄労働局または最寄りの労働基準監督署へ  
沖縄労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/>

業務改善  
助成金

最大  
600万円  
を助成

# 「最低賃金制度」って、

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことだよ！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



## 確認の方法は？

<sup>(※1)</sup> 確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。<sup>(※2)</sup>

1 時間給の場合	時間給 円	≧	最低賃金額(時間額) 円				
2 日給の場合	日給 円	÷	1日の平均所定労働時間 時間	=	時間額 円	≧	最低賃金額(時間額) 円
3 月給の場合	月給 円	÷	1か月の平均所定労働時間 時間	=	時間額 円	≧	最低賃金額(時間額) 円

- 4 上記 1, 2, 3 が組み合わさっている場合
- 例えば、基本給が日給で  
各手当（職務手当など）が  
月給の場合
- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
  - ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
  - ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）

<sup>(※1)</sup> 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。  
 ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥ 精進手当、通勤手当および家族手当  
<sup>(※2)</sup> 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

## 使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で自分の地域の最低賃金をチェックしましょう！

## 業務改善助成金

最大600万円を助成

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。



中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

業務改善助成金の動画もあります。

詳しくは、こちら [業務改善助成金](#) 検索



### 支給の要件

- 1 事業場内最低賃金の引上げ
- 2 引上げ後の賃金額の支払い
- 3 生産性向上に資する機器・設備などを導入
- 4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に要した費用の一部を助成

### 助成金支給までの流れ

- 1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
- 2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
- 3 労働局に事業実施結果を報告
- 4 支給

専門家による無料相談を実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら [働き方改革推進支援センター](#) 検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら [働き方改革推進支援資金](#) 検索

リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。